

水俣病補償問題で論議

県議会
総務委

確約書、患者側に不利

長野
委員 県の慎重な取扱い要望

県議会総務委員会は、十七日午前十一時から開き、水俣病補償問題で厚生省が会社と患者側双方に求めている確約書をめぐって論議、社会党の長野委員は「この確約書は白紙委任であり、患者側に不利になる」として、慎重に取り扱うよう県に要望した。

席上、長野委員はまず現地から「確約書は①紛争処理に当たる第一②双方の意見を調整しながら論取り寄せた確約書の内容を示し、三者機関の人選は厚生省に一任す」議を尽くすがここで出た結論には

解決の道はないと厚生省ではいつている。しかし県としては患者側に積極的に確約書を出すよう働きかけてはいない」と答えた。しかし長野委員は、さきの本会議一般質問で寺本知事が「県会の答弁を通じて説得している」と発言したことを取り上げて追及、「県は、県民を守る立ち場から、軽々しく厚生省の方針に乗るべきでない。

確約書をめぐる指導については、今後、慎重に取り扱うよう」要望した。
またこの日の委員会で、社会党は、今県議会に提案中の「公害防止条例」に、強い規制措置を盛り込むよう主張、これに反対する与党議員と、激しい論議を繰り返した。

異議なく従う——の二点からなっているが、これは明らかに法律上の契約行為であり、結論が出たあとは、裁判などの道も閉ざされる。弱い立ち場にある患者に對しこうした確約書を求めることは酷ではないか」と強調、県の見解をただした。
これに對し藤本企画部長は「この方法でなければ、いまのところ